

チャイルドシート貸出事業の概要

貸出要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市に住所を有し、6歳未満の児童を養育している方、または他市からの里帰り等で6歳未満の児童と一時的に同居する祖父母等。 ・ 自動車運転免許証、またはマイナ免許証を所持し、チャイルドシートを装着できる自動車を所有、または使用していること。 ・ 多くの方にご利用していただく為に貸出するチャイルドシートは、6歳未満の児童1人につき各年度1回限りとなります。
貸出種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児用シート…身長75cm未満の乳児が首の据わるまで ・ 幼児用シート…身長65cm以上105cm未満の幼児まで ・ 学童用シート…身長145cm以下の児童
貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸し出した日から3ヶ月以内 ・ チャイルドシートのタイプに限らず更新は不可
利用料	チャイルドシートの清掃・点検等の維持管理に要する費用の一部として、維持負担金2,000円を受領させていただきます。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する子どもが生まれてからの申請受付 ・ 野田市社会福祉協議会の事務局又は出張所にある申請書を記入し、下記の必要書類等を提示 <p>① 運転免許証、またはマイナ免許証の情報 ※マイナ免許証の場合は、スマホアプリで情報を読み取り。</p> <p>② チャイルドシートを装着する自動車に関する以下いずれかの書類 ※車検期間及び所有者（名義）が確認できる書類</p> <p>ア 自動車検査証（車検証） イ 電子車検証の場合は自動車検査証記録事項 ※スマホアプリで情報を読み取り。 ウ 上記書類と同等に確認可能な資料</p>
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市社会福祉協議会の事務局又は出張所にチャイルドシート本体および付属品を返却 ・ 付属品等が欠品の場合は、その相当額について負担していただきますので、大切に保管してください。
受付日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分 ※ ただし、1月1日～1月3日、12月29日～12月31日および国民の休日は、受付できません。 ※ 施設の都合により他の日においても受付できない場合があります。
受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市社会福祉協議会事務局 野田市鶴奉5番地の1 野田市総合福祉会館内 電 話 04-7124-3939 FAX 04-7124-8883 ・ 野田市社会福祉協議会出張所 野田市古布内1944番地の2 野田市関宿福祉センターやすらぎの郷内 電 話 04-7196-8341 FAX 04-7196-8351